

請求人 あて

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	中 家 華 江
同	本 間 豊
同	田野井 一 雄
同	加 藤 広 人

住民監査請求に基づく監査について(通知)

平成 30 年5月8日に受け付けた住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

(理 由)

法第 242 条第 1 項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、請求人らが私道敷の寄附をして市道となった道路（市道汲沢 309 号線）の西側の区域線と、寄附をした昭和 56 年当時の道路用地の西側の境界線とが一致していない旨の主張をしています。そして、道路用地の西側の境界線は現状よりも外側にあるはずであるとして、道路の西側の区域線を、道路用地の西側の境界線と一致させるという道路区域の変更の行政処分を求めています。

請求人の主張は、請求人らが寄附したとおりに道路区域を変更することを求めていると解されますが、道路区域を決定し、又は変更する行為は、財務会計行為には該当しません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

担 当 横浜市監査事務局監査部監査管理課
玉川、関

電 話 045-671-3361
ファクス 045-664-2944